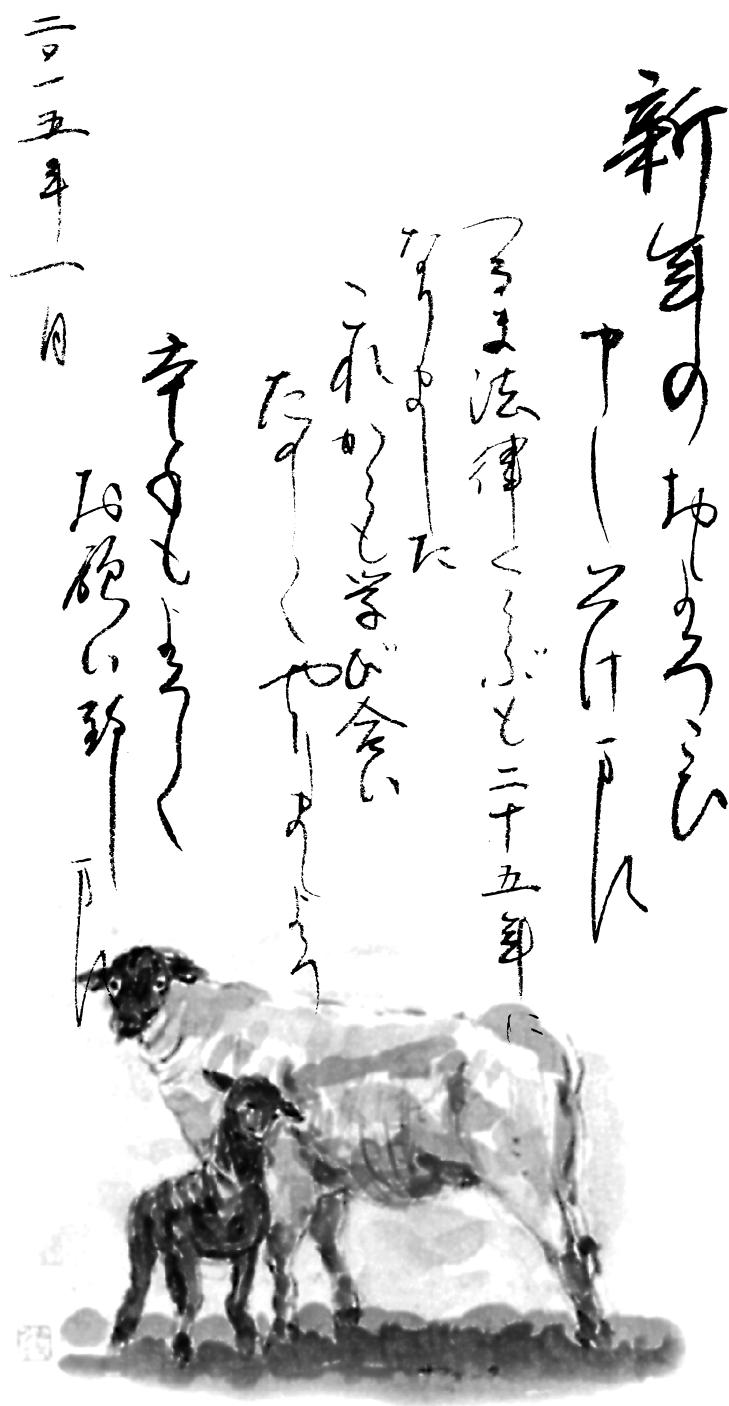


一〇一五年一月

つるま法律俱楽部 俱楽部たより

書 安田 順子

絵 武藤 健吾



つるま法律俱楽部

25周年記念 「森からのおくりもの コンサート」

日 時 1月24日（土） 17：00～（16：30受付）

場 所 レストラン ガス燈（今池ガスビル8階）
名古屋市千種区今池1-8-8

地下鉄桜通線「今池駅」10番出口直結

会 費 会員：4,000円（家族含む）
一般：5,000円

準備の都合上 1月16日までに同封のはがきでお申込みください。
みなさまの多数のご参加をお待ちしています。（詳細は同封チラシ記載）

つるま法律俱楽部25周年

身のまわりに生じた法律問題を気軽に相談できる法律事務所にすると共に、支えていく目的で1990年「つるま法律俱楽部」を発足させました。会員の周りのみなさんが法律相談を受ける中で俱楽部に入会し、会の輪は大きく拡がりました。

会は会員相互の交流・親睦を深めながら「法律講座」「文化行事」「平和ツアーア」「低山歩こう会」等に取り組み、今では会員の大きな楽しみや生きがいとなっています。



つるま法律俱楽部と私

会員 大塚 治子

俱楽部との付き合いは、大学の合唱団で小島弁護士と同窓であったことが始まりです。当時はまだ大学紛争の時代で、世間知らずの私が社会のことを勉強させられた貴重な時代でした。女性の社会的立場の向上と技術者としての自己実現を目指して社会人となり、孤軍奮闘し、10数年経った時、法律事務所（未来のひろば）の立ち上げに誘われました。その後25年間、積極的な関与はできませんでしたが、時折々、様々な行事に参加させて頂きました。仕事と生活に追われる毎日には、行事への参加はリフレッシュできる貴重な機会でした。なかでも印象に残っているのは、“未来のひろば研究会”的スタッフとして故仲野正先生が主催された勉強会に参加したことです。それは3年間に及びましたが、成果は“人間贊歌のリーダーシップ論”として1994年に出版されました。私が組織の在り方を考える良い機会となりました。そして、ツアード。広島原爆ドーム、大久野島（毒ガス島）、松代大本營跡、戦没画学生慰靈美術館「無言館」、知覧特攻平和会館、東日本大震災被災地、満蒙開拓平和記念館等々。どこでも時代や人災に翻弄された人々の悔しさが伝わってきました。そしてその声を残そうという人々の存在も知りました。そのことを行動に繋げることはできていませんが、大学時代と同様、不勉強な私の常識を少しづつ変えてくれていると思います。俱楽部を支えてきた世話人、事務局関係者の方々に心から感謝しています。



平成21年6月 医療と介護の学習会



平成25年5月 乗鞍・上高地バスツアーア

10/11 税金ミニ学習会報告

相続・贈与について考える

名古屋市昭和区北山町2-16-1

税理士法人オーティーエー

税理士 伊藤 照治

TEL 052-732-0220

先日、相続税についてお話をさせていただく機会をいただきました。私よりも経験豊富な方々を前に、汗顏の至りでございます。ここに内容の要約をしるしご報告に代えさせていただきます。

1. はじめに

平成27年以降の相続より、基礎控除が大幅に引き下げられることになりました。今回の大幅な改正で、今まで申告が必要であった方でも、一定の財産があれば、相続税の申告が必要になってしまう法律となっております。

現行の基礎控除 5千万円 + 1千万円×相続人の数

今後の基礎控除 3千万円 + 6百万円×相続人の数

2. 第1の課題 税額計算

相続税は、遺産の価額 - 負債 - 葬儀費用で計算します。そこで大きな割合を占めるものが土地の評価額です。名古屋市内の土地であれば路線価が付されており（国税庁のホームページで確認する

ことができます）次のように計算します。

例. 路線価@150,000円×○○m²

上記評価額から、ご自宅または、事業用の土地には、8割、もしくは5割評価減できる特例がございます。ただし、条件が難しく、以下、簡単に小規模宅地の特例の要件をまとめておきます。

① 特定居住用宅地等 80%減

被相続人の居住の用に供されていた宅地等を

- ・ 配偶者が取得した場合
- ・ 同居の親族が取得した場合
- ・ 配偶者も同居の親族もなく、相続開始前3年間持家のない相続人が取得した場合

② 特定事業用宅地等 80%減

自営業者の跡取りが相続し、後を継いだ場合

③ 特定同族会社事業用宅地等 80%減

同族会社の事業の用に供している土地を相続し、自己も役員としてその同族会社に従事する場

合

④ 貸付事業用宅地等 50%減

3. 第2の課題 遺産分割

この件でお困りの方は、弁護士にご相談ください。

(次ページへ続く)

(前ページからの続き)

4. 贈与

相続税を減らすのに最も効果的なのが贈与です。ここでは、話題の特例の留意点をまとめておきます。

① 直系尊属からの教育資金の一括贈与の非課税

信託銀行等と契約し預け入れる必要、その都度贈与すればそもそも非課税。

② 婚姻期間20年以上の夫婦間で居住用不動産を贈与した時の配偶者控除2000万円

不動産取得税など費用負担が発生、順番が逆さになれば逆効果になる場合も。

③ 直系尊属からの住宅資金の贈与の非課税

余裕があれば、効果大、今後継続されるか未定

④ 曆年贈与の110万円非課税

名義預金とみなされないよう一通帳・印鑑の保管、使用収益が実質的に誰によりなされていたかが、決め手に

⑤ 相続時精算課税制度

生前の受贈者が一旦贈与税を支払うが（2500万円まで控除あり）、後の相続時にその贈与財産と相続財産の合計した価格をもとにして計算した相続税からすでに支払った贈与税を控除するという制度

以上、いずれも、様々な要素を考慮したうえで慎重に対処する必要があります。是非一度、お気軽にご相談ください。

(伊藤照治税理士は、つるま法律俱楽部の会員さんです。)

9/5 卓球大会に参加して

私が卓球のマイラケットを持ったのは、子育てが終わり町内の子ども会で一緒だった人達と、時々はお茶でもして、ついでに体に良い事もしたいねということで卓球をはじめることになったといういきさつがありました。本格的ではなく、我流で毎月楽しんでいました。

ダブルスのメンバーの一人がひざの故障でできなくなり、自然消滅しました。今から20年も前のことでしょうか。

今回、つるま法律俱楽部で卓球大会を企画され、本当に久しぶりでラケットを取り出しましたが案の定、体は言うことを聞かず、恥ずかしい結果となりました。しかし、色々な方が集まり、予想外の方がとても上手だったりして、それぞれ隠れた特技を知る機会となりました。スポーツは参加することで、誰もが気軽に話せる場となり、親しくなれることが良い点ですね。お世話をされた皆さんには大変でしたが、スポーツの良さを久しぶりに実感させて頂きました。ありがとうございました。



会員 舟橋 節子

解雇無効、懲戒処分無効、配置転換命令無効、 降任処分無効、学長の業務命令は違法 教育と研究の侵害と人格権侵害は不法行為 T 教授の匿名ブログは名誉毀損に当たらず

弁護士 小島 高志

名古屋女子大学教職員組合副委員長 T 教授への学園の攻撃に関する事件の地裁判決が 9 月 18 日に言い渡されました。10 の大きな争点全てで全面勝訴でした。

田邊浩典裁判長は判決で、配置転換と解雇は無効であって T 教授は現在も文学部教授の地位にあると確認して解雇後の給与と一時金全額の支払いを学園に命じ、3 つの懲戒処分全てを無効として減給分の支払いを命じ、降任処分を無効として給与差額の支払いを命じました。さらに T 教授に命じた不当な業務、配転命令、降任処分、懲戒処分、解雇は違法で、教育と研究活動に対する侵害、人格権侵害、名誉・自尊心の毀損等に当たる不法行為であるとして慰謝料を支払えと学園と学長に命じました。また T 教授の匿名ブログが名誉毀損に当たるとの学園の訴えを全て棄却しました。

判決文中には大学教員の教育と研究の権利を認める等々ご紹介したい法的判断がありますが、紙数の関係で省かざるを得ません。

大学を運営する越原学園はこの何年か、T 職員へのハラスメント解雇事件、傷害容疑でっちあげ事件、妊娠教員雇止め事件、国税学内立入査察事件、デリバティブ取引による巨額損失問題、教職員組合委員長 Y 教授解雇事件、大学組合ニュースを名誉毀損とするスラップ訴訟事件、T 教授への不当業務命令差止仮処分事件、中高組合への不当労働行為事件を引き起こしてきました。

今回の判決は一連の裁判の集大成ともいえるかもしれません。判決文は「業務上の必要性・合理性を欠く」「不当労働行為にも該当する」「業務命令権の濫用」「懲戒権の濫用」「人事権の濫用」等々と述べ、事件を引き起こし続ける学園の体質をヨミ切って確信に満ちて書かれたことがみてとれます。

学園の攻撃に抗して遂に見事な判決を勝ち取った T 教授とこれを支援してこられた全ての方々の勝利でした。一日も早い職場復帰の実現を願います。

元教授の解雇
「無効」の判決
名古屋地裁 2 月に続き
名古屋女子大（名古屋市）の元教授で教職員組合幹部の男性（56）が、解雇処分などを受けたのは不适当として、大学を運営する越原学園に地位確立などを求めた訴訟の判決が 18 日、名古屋地裁であった。田邊浩典裁判官は「解雇は組合に対す
る攻撃として行われたと推測できる」と述べ、解雇を無効とした。

越原学園をめぐつては今
年 2 月、名古屋地裁が別件の
組合幹部の解雇を無効とする
判決を言い渡している。
判決によると、男性は 2
012 年 3 月に「教職員研
修室」への異動を命じられ、7 月にはブログでの書き込みで学園の名誉を傷つけたとして教授の職を解雇された。田邊裁判官は、異動に必要性はなく、「組合に必要なのが自然」と指摘。ブログの書き込みも攻撃と考えるのが自然」と断り、支払われるはずの給与などを計約 2200 万円を支払うよう命じた。
越原学園は「判決は不当。直ちに控訴する予定だ」との談話を出した。

2014 年 9 月 19 日 朝日新聞朝刊掲載

明るく住みよい地域を求めて

八事興正寺問題の現在

弁護士 小島 高志

身分を剥奪されたU元住職

新聞報道等でご存知のように、興正寺U元住職は、借地人いじめを続け、寺の健全化を求めた僧侶を解雇し、僧侶見習いに葬儀を担当させたり、平成大改修と称して由緒ある杜や境内を打ち壊す等々してきました。元住職の数々の横暴に反対する人たちの「誠実な住職を求める要請」は署名5000筆を超えます。元住職は、興正寺所有地40筆以上約2万坪を本山に無断で売り渡すという重大な宗規違反行為を問われ、ついに14年1月、住職の身分剥奪処分を受けました。元住職は一旦は自らの違反行為を認め許しを願いもしました。

しかし、元住職とその取り巻きの責任役員たちは、高野山真言宗本山（和歌山県）からの特任住職の派遣に抵抗を続け、いまだに興正寺に居座っています。

暴走を続ける元住職たち

既に身分を剥奪された元住職は、着工さえしていない（いわば架空の）納骨堂永代供養を墓地問題を所轄する名古屋市の許可なく募集して市民から資金集めを始めたため、名古屋市から、募集活動を止めて受け取ったお金を返せ等と行政指導を受けました。それでも「納骨堂経営許可申請中」と嘘の表示を続ける等市の指導に従わない状態を続けています。さらに「興正寺代表役員U」と権限があるかのように振る舞って新たな墓の工事に着手し、その募集によって事情を知らない市民から資金を集めようとしています。もしこれらの違法無効な行為を許しておけば、お墓を巡って消費者被害や社会的混乱が生じると危惧されます。

墓地問題を担当する名古屋市健康福祉局や緑地・風致保全を担当する緑政土木局が元住職たちの暴走を止めるべきなのですが、何よりも問題なのは元住職やその取り巻きであることは明らかでしょう。

住民と高野山との協力

地域の人たちは元住職の横暴をやめさせる運動を続けてきました（本通信で既報）。

そのことを理解した高野山本山も問題解決のためには地域の檀信徒、借地人その他地域の方々の活動が重要であると考えるようになり、互いの協力関係が作られつつあります。東京、大阪、名古屋の弁護士、高野山トップの宗務総長はじめ主要幹部役員、当方の役員たちが名古屋市内で一堂に会し、情報の共有化や対策の討議を始めました。現地連絡所の設置も検討されています。地域状況を知る立場から原山剛三弁護士、水谷実弁護士、当事務所はこれに参加することになりました。

市民に愛される八事興正寺と地域を取り戻したい

八事興正寺は尾張徳川ゆかりの真言宗巨刹、当方有数の寺院のひとつとして、伝統的権威を保持し敬愛を受けてきました。自然を残す深い静寂な杜、折々の風情、行事は宗旨宗派を超えて広く市民に親しまれ愛されてきました。

日本宗教界でも興正寺問題が関心を集めています。元住職と取り巻きたちに対する、高野山と住民たちの協力体勢の樹立によって、いま事態は前向きな新局面を迎えています。

（次ページへ続く）

様々な情報や困りごと相談ごとが「八事山興正寺を守る檀信徒の会」「借地借家問題を考える会」「八事を明るく住み良くする会」「八事山興正寺の浄化を求める会」や、弁護団に、寄せられます。それらの積み重ねが興正寺正常化の鍵を握ることになるでしょう。

選挙 記録しておこう

弁護士 小島 高志

2014年衆議院総選挙の投票率は小選挙区で52.66%、比例代表で52.65%。最低記録。

小選挙区での自民党は、絶対得票率24.5%で当選者数の75%に当たる222議席、比例区では絶対得票率17.0%で37.8%に当たる68議席を得た。有権者4人に1人以下の割合でしか支持されていない政党が圧倒的多数派を占めた。

安倍内閣不支持率は支持率を上回っている。原発反対世論は原発推進世論を上回っている。

投票に行かなかった人たちが全て無党派層だとか政治的無関心層だとも思えない。

国民の信任を得たとはとてもいえないのに「支持を得た」と言い張る首相。

摩訶不思議なことばかり。大丈夫か、この国は。

新人弁護士の紹介



新しく弁護士として鶴舞総合法律事務所でお世話になります、司法修習期67期の安井一大（やすいかずひろ）と申します。事務所の先輩には、平井宏和（ひろかず）先生や安井（やすい）典高先生など、どこか名前に親近感のある先生方がいらっしゃったと伺っております。まずは簡単ではございますが、自己紹介させて頂きます。私の出身は名古屋市で、高校は愛知県立瑞陵高等学校が母校です。このため、昭和区や瑞穂区の辺りにお住いの方々には、ご迷惑をおかけしていたかもしれません。私が法曹を目指した契機は、まさにその高校生の頃、自分が犯罪被害に遭いそうになり、法律の重要性を痛感した経験にあります。



さて、私が法曹の中でも特に弁護士になりたいと思ったのは、次の理由からです。そもそも日本は三権分立の構造を探っており、三権のそれぞれが十分に役割を果たして成立する社会となっています。しかし、権力も人間が行使するものであり、ミスが伴うにも拘らず、ミスを認めないのもまた、権力の歴史の一つの側面であるように思います。そこへ裁判と言う形で問題提起をし、問題を法的・抜本的に解決できるのは弁護士しかおらず、そのような仕事には非常に魅力を感じるのでです。

鶴舞総合法律事務所では、大変ですが社会的に意義のある事件を多く扱っていると感じます。私は、なかなかポテンシャルが乏しくついて行くだけで必死になると思います。しかし、困難には逆に燃える性格ですので、とにかく全力で取り組み、日々成長し、様々な問題を法的・抜本的に解決してきたいと考えています。

弁護士 安井 一大

交通事故と後遺障害（関節機能障害）の賠償について思うこと

弁護士 小野 万里子

◇交通事故の後遺障害について立て続けに2例「？」と思われる案件にあたりました。紙面の限りがあるので、1例のみ紹介します。

◇自賠責が認定する後遺障害の等級は重い順に1級から14級まで規定されており、ほとんどの場合、後遺障害の賠償はこの級認定にしたがって行われています。関節機能障害について言うと、「ほとんど動かない」と8級、「2分の1以下の角度しか動かない」と10級、「4分の3以下」だと12級、「4分の3以上」だとゼロです。なお、ここでの角度の1度は約1ミリと極小ですから、計測の仕方でかなり数字が異なってくる微妙なものです。巷でよく言われる「働き盛りの男性の後遺症は、5千万円（8級）、3千万（10級）、1千万（12級）、ゼロ（12級の角度に満たない場合）」というのはあながちウソではなく、医師の測定する角度のはんの少しの違いが、1千万円単位の賠償金の差となってしまいます。

◇Aさん、30代男性の場合

骨折し肩関節に障害が残りました。医師の後遺障害診断書の計測数字だと優に4分の3以下なので、12級相当です。しかし、認定は「該当せず」すなわちゼロでした。その理由は、治療の途中で医師の計測角度がカルテにメモされているが、その数字が後遺障害診断書に書かれているよりもよい数字だったから、というものでした。あたかも担当医師が虚偽の診断書を書いたと言わんばかりです。担当医師も「途中のメモ数字は、単に治療方針を立てるために目視で行っているものに過ぎない。最後に角度計を当てて計測した数字が正しいに決まっている。」と説明したので、これをもとに意見書を提出して争いましたが、結論は覆りませんでした。前述で言えば、ドクターのちょっとしたメモのために1千万をふいにした気の毒なケースということになります。なるべく早い治療段階から依頼を受けるようにしなければならないと痛感しました。

支え合い事業準備会から

つるま法律倶楽部「支え合う会♪ピープル♪」を発足します。

支え合う会準備会代表 水谷 嘉子

「年を重ねても支え合い安心した豊かな老後を共有する」ことを願い、この間、法律倶楽部の会員の有志の方を中心に学習、支援センターの見学と1年を超えてきました。この度、法律倶楽部世話人会で話し合い、会員の皆様の要望に応えられる「支え合う会♪ピープル♪」を発足させることにいたしました。

日常の困りごとを支え合い解決する、学習会、情報交換、高齢者が安心して参加できる旅行等、法律倶楽部会員の皆さまのお力を頂き、支える人も支えられる人もご一緒につどえる会を目指していきたいと思います。

発足の会を下記のとおり企画しましたので、ぜひお気軽にご参加ください。(皆様のご要望に関するアンケートを同封のはがきに記載しましたのでご協力いただけるようお願ひいたします。)

支え合う会♪ピープル♪ 発足の会

日 時 2月14日（土）午前10時30分～12時まで

場 所 法律事務所会議室

内 容

- ・ お話 テーマ 老後を豊かに生きる
- ・ みんなでおしゃべり
- ・ 会則の提案

イラクでの支援活動の記録（2014/10/1～10/9）

弁護士 小野 万里子

◇『イスラム国』支配下の人々

イラク北部の200万都市モスルなど広範囲が、イスラム国（「IS」）に制圧されている。シーア派のイラク政府がスンニ派市民をひどく弾圧したため、それに乘じISが入り込んだ。当初はISを「解放軍」のように考えていた市民も多かったらしいが、その過激さや残虐さを知るのに時間はかからなかった。「やつらはイスラムじゃない。時代錯誤のギャング集団。」と誰もが思いながら、刃向かわずに生活するか、そこから逃亡するかしかるのが現状だ。

◇SOS～モスルの子どもたちに麻酔薬を！

8月、「麻酔薬が極端に不足し、子どもの手術ができない。」と、名古屋ゆかりのモスルの小児科医たちからSOSが入った。彼らが愛知県内の市民から託された支援品の一部も未だモスル搬入できていないらしい。新たに3千ドルの寄付金が集まつたものの、モスルの現状に詳しい高遠菜穂子さんと話すうち、「実際に現地に行くしかない。」との結論に。写真家兼アラビア語通訳の安江墨さんも同行することになった。小野はアルビルでモスルの子どもの支援を、高遠はドホークで避難民支援を、安江は全般的に通訳と映像記録係を、と各自役割分担のうえ共同行動した。



ドホークにて（シンジャルからの難民の少女たち）

しようと計画したが、検問通過が難しく断念し、現金の送金となった。日本からの支援品の方は、アルビル在住のモスル出身者のネットワークでモスルに搬入できた。

◇ドホーク

ドホークはトルコに近い中都市。ISから追われたヤジディ教徒の生き残りのほか、モスルを追われた人々が流入し、80万の市人口が150万に倍増している。国連の難民支援も到底追いつかず、高遠さんのような支援ボランティアが重要になっている。私も現地で手伝ったが、たいへんな作業だった。彼女のような存在がイラクと日本をつないでいるとあらためて敬服した。安江カメラマンは、アラビア語と豊かな文化理解を武器に難民の中にどんどん入っていく。それは、帰国後の写真展『かわいいイラクの子』展として結実されたが、たいへん好評だったようである。

◇イラク戦争は今なお続く

ISは突如として現れたわけではない。2003年のイラク戦争が生み出した鬼子だ。今やこの鬼子は「生みの親」のアメリカでさえ手に負えない存在になっている。手に負えない中で、イラク市民の命だけが理不尽に削られている。なお、本件に関しては2014年12月6日付、中日新聞でも取り上げられたので、お読みいただけすると幸いである。

各都市の配置



◇アルビル、モスル

アルビルはイラクのクルド自治区の首都。比較的治安がよく、各国や企業がイラク復興・進出にかかる際の足場となっている。言葉は悪いが「戦争バブルの街」として繁栄している。モスルはアルビルから車でわずか1時間の近場だが、ISの支配地で、米軍の空爆もあり「戦争に苦しむ街」。その落差が悲しい。「むこうは戦闘地域だから行かないように。」と注意されるとさすがに身がつくむ。

当初はアルビルで麻酔薬を搬入してモスルに搬入

しようと計画したが、検問通過が難しく断念し、現金の送金となった。日本からの支援品の方は、アルビル在住のモスル出身者のネットワークでモスルに搬入できた。

◇ドホーク

ドホークはトルコに近い中都市。ISから追われたヤジディ教徒の生き残りのほか、モスルを追われた人々が流入し、80万の市人口が150万に倍増している。国連の難民支援も到底追いつかず、高遠さんのような支援ボランティアが重要になっている。私も現地で手伝ったが、たいへんな作業だった。彼女のような存在がイラクと日本をつないでいるとあらためて敬服した。安江カメラマンは、アラビア語と豊かな文化理解を武器に難民の中にどんどん入っていく。それは、帰国後の写真展『かわいいイラクの子』展として結実されたが、たいへん好評だったようである。

◇イラク戦争は今なお続く

ISは突如として現れたわけではない。2003年のイラク戦争が生み出した鬼子だ。今やこの鬼子は「生みの親」のアメリカでさえ手に負えない存在になっている。手に負えない中で、イラク市民の命だけが理不尽に削られている。なお、本件に関しては2014年12月6日付、中日新聞でも取り上げられたので、お読みいただけると幸いである。

つるま法律俱楽部会員のみなさんへ ～無料法律相談をお気軽にご利用下さい。～

暮らしの中での困り事はありませんか？

- ・こういうことをどこに相談したらいいの？
- ・こんなことをわざわざ弁護士さんに聞いていいの？

お一人で悩んでいませんか。

まずは、気軽に法律事務所へ電話でお尋ねください。

◎相談受付 平日午前10時～午後5時

事前に必ず電話予約をお願いします。

上記時間外の相談についても対応させていただきます。

電話予約の際にお尋ね下さい。

◎電話相談 簡単で短時間のご相談は電話でもお受けできます。



つるま法律俱楽部・低山歩こう会合同企画 バスツアーのご案内 新穂高温泉郷プラチナコース ～残雪の峰々と思い出に残る宿!の旅～

日 時：5月16日（土）～17日（日）

宿泊先：深山荘 “蒲田川がすぐ横に流れる露天風呂が自慢の宿”

金 額：26,000円前後

集 合：昭和区御器所通交差点南西（地下鉄御器所5番出入口）

詳細はたより4月号でご案内いたします。〈仮予約受付中〉

低山歩こう会

- ・ 5月16日（土）～17日（日） 新穂高温泉郷
- ・ 7月26日（日） 伊吹山（滋賀県米原市 標高 1377.3m）
- ・ 10月24日（土） 八高山（静岡県島田市・掛川市 標高 832.1m）



つるま法律俱楽部会費納入のお願い

つるま法律俱楽部は毎年6月から新年度になります。

今年度の会費が未納の方には、郵便局の振込用紙を同封させて頂きますので年会費3000円の納入をよろしくお願い致します。

尚、住所変更、退会等はご連絡をお願いします。



〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地 エスティープラザ御器所4F

鶴舞総合法律事務所

TEL (052) 852-1220

FAX (052) 852-1227

小野万里子法律事務所

TEL (052) 852-1336

FAX (052) 858-3851

年始のご案内 新年は1月5日(月)より業務いたします。